

鳥取県告示第422号

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第8条の2第1項に規定するクリーニング師の資質の向上を図るための研修並びに同法第8条の3に規定するクリーニング所の業務に関する知識の修得及び技能の向上を図るための講習を指定したので、次のとおり告示する。

平成23年7月26日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 研修及び講習を行う者の名称及び所在地
財団法人全国生活衛生営業指導センター
東京都港区新橋六丁目8-2
- 2 会場の運営及び設営の窓口となる団体の名称及び所在地
財団法人鳥取県生活衛生営業指導センター
鳥取市松並町二丁目160
- 3 第1型研修（クリーニング師が出席して受講するものをいう。以下同じ。）及び第1型講習（クリーニング業務に従事する者（以下「業務従事者」という。）が出席して受講するものをいう。以下同じ。）の日時及び場所
 - (1) 第1型研修
日時 平成23年11月13日（日）午後1時から午後5時まで
場所 米子市糺町一丁目160 鳥取県西部総合事務所講堂
 - (2) 第1型講習
日時 平成23年10月30日（日）午後1時から午後5時まで
場所 米子市末広町294 米子コンベンションセンター
 - (3) 研修又は講習を継続的に受講している者で前回の受講修了証書の写しを提出したものについては、(1)又は(2)の時間を午後1時30分から午後5時までとする。
- 4 第2型講習（通信制で行う講習をいう。以下同じ。）のレポートの提出締切日及び受講対象者
 - (1) レポートの提出締切日 平成23年12月22日（木）
 - (2) 受講対象者 第1型講習を都合により受講できなかった業務従事者
- 5 受講申込み期間
 - (1) 第1型研修 平成23年10月24日（月）から同年11月4日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）
 - (2) 第1型講習 平成23年10月3日（月）から同月14日（金）まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）
 - (3) 第2型講習 平成23年11月14日（月）から同月25日（金）まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）
- 6 受講料
研修受講料5,000円又は講習受講料4,500円を受講申込み時に払い込むこと。
- 7 受講申込み先及び問合せ先
財団法人鳥取県生活衛生営業指導センター
鳥取市松並町二丁目160
電話 0857-29-8590